

特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会
定款施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会(以下「協議会」という。)定款第53条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業推進委員会)

第2条 産学官の連携のもと、定款第3条に定める協議会の目的の効果的な推進を図るため、理事長は、事業推進委員会を設置する。

2 事業推進委員会の委員(以下「支援アドバイザー」という。)は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 支援アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 支援アドバイザーは、支援コーディネーターを兼ねることができる。

5 事業推進委員会の運営に関しては、理事長が別に定める。

(支援アドバイザーの役割)

第3条 支援アドバイザーは、その所属する機関等の機能を活かし、協議会の活動と連携することで、紐帯の効果を最大限に高めるために、理事長に助言し、協議会と協働するものとする。

(事業推進体制)

第4条 定款第5条に規定する事業に関し、専門的な立場から、会員企業を支援するため、必要に応じ次のコーディネーターを配置する。

(1) 統括コーディネーター

(2) 事業コーディネーター

(3) 支援コーディネーター

2 コーディネーターは、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(コーディネーターの所管事項)

第5条 前条に定めるコーディネーターの所管事項を次のとおり定める。

(1) 統括コーディネーター

① 定款第5条各号に定める事業(以下「支援事業」という。)の総合的な企画に関する事項

② 支援事業の実施及び進行管理に関する事項

③ 会員企業に対する助言・指導に関する事項

④ 支援コーディネーターの連絡・調整に関する事項

⑤ その他、理事会が必要と認める事項

(2) 事業コーディネーター

① 統括コーディネーターの補佐に関する事項

- ② 調査、研究及び情報提供に関する事項
- ③ その他、理事会が必要と認める事項
- (3) 支援コーディネーター
 - ① 担当する支援事業の実施に関する事項
 - ② 会員企業に対する助言・指導に関する事項
 - ③ 支援事業に関連する情報提供に関する事項
 - ④ その他、理事会が必要と認める事項

(入退会の様式)

第6条 定款第7条第2項に定める入会申込書及び第10条に定める退会届は、別記様式第1号及び第2号の定めによる。

(変更届等の提出)

第7条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届出書（別記様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(会計)

第8条 協議会の会計は、定款第41条に定める会計の原則に従い、NPO法人会計基準（平成20年7月20日NPO法人会計基準協議会発表）に準じて処理する。

(借入金)

第9条 協議会は、理事会の議決に基づき、必要とする金銭を借り入れすることができる。
2 借入金は、各年度の収入をもって理事会の議決に基づく額を償還しなければならない。

(現金取扱)

第10条 日々の入金は、一定金額を除いたほかは遅滞なく理事会の承認を得た銀行の該当口座に預け入れなければならない。

(文書保存)

第11条 協議会の文書類の保存期間については、法令の規定に基づくもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が別に定める。

(施行規則の改廃)

第13条 この定款施行規則を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。ただし、会費等の総会に提案しなければならない規程の改正は、理事会の承認を経て総会の議決を得なければならない。

(委任)

第14条 この定款施行規則に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、協議会法人登記の日より施行する。ただし、この協議会の法人登記前（平成26年3月19日から法人登記の前日まで）にされた行為は、この規則の規定によりされた行為とみなす。

この規則は、令和3年5月28日から施行する。

第6条の削除

特定非営利活動法人
長崎海洋産業クラスター形成推進協議会
（法人） 会員加入申込書

年 月 日

特定非営利活動法人（NPO法人）
長崎海洋産業クラスター形成推進協議会理事長 様

この協議会の趣旨に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

(フリガナ)					会社又は代表者印	
事業所名						
(フリガナ)			代表者役職			
代表者名						
所在地	(〒 -)		市・郡		申し込まれる会員の種別を○で囲んで下さい ・正会員 ・賛助会員	
	TEL.			FAX		.
E-Mail						
U R L						
業種（分類）	製造業	商社等	運輸・通信	エネルギー関連	サービス	その他
ご入会に際し、ご要望など何かございましたら、ご自由にお書き下さい。						
注) 正会員・・・年会費6万円 賛助会員・・・会費なし						

※個人加入の場合は、上記様式中、（法人）を見え消しし、代表者を個人に、所在地を住所に読み替えてご記入ください。

退 会 届

年 月 日

特定非営利活動法人（NPO法人）
長崎海洋産業クラスター形成推進協議会理事長 様

特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会を退会いたしますので、定款第10条の規定に基づき届け出ます。

法人 会員	事業所名	
	代表者名	印
	所在地	
	会員種別	1 正会員 2 賛助会員
個人 会員	住所	
	氏名	印
	会員種別	1 正会員 2 賛助会員
退会理由など(ご記入は任意です)		

変更届出書

年 月 日

特定非営利活動法人（NPO法人）
長崎海洋産業クラスター形成推進協議会理事長 様

入会申込書の記載事項に、次のとおり変更が生じたので、定款施行規則第7条の規定に基づき届け出ます。

記載事項	変更前	変更後	変更した 期 日
フリガナ			
事業所名			
所在地	(〒 -)	(〒 -)	
TEL	() -	() -	
FAX	() -	() -	
E-Mail			
URL			
フリガナ			
代表者名			
同上役職			
会社又は 代表者印			
会員種別	正会員 賛助会員	正会員 賛助会員	

※変更の記載事項のみご記入ください。